

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和6年5月31日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300270 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400016 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 9 月 1 日から令和元年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額 (28 万円) を訂正することが必要である。訂正後の標準報酬月額については、平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までを 36 万円、平成 23 年 9 月から平成 24 年 8 月までを 38 万円、平成 24 年 9 月から平成 26 年 8 月までを 36 万円、平成 26 年 9 月から平成 28 年 8 月までを 38 万円、平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月までを 41 万円、平成 29 年 9 月から令和元年 6 月までを 38 万円とする。

平成 22 年 9 月から令和元年 6 月までの訂正後の標準報酬月額 (訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 9 月 1 日から令和元年 7 月 1 日まで

本来の標準報酬月額は、38 万円で算出されるはずが、28 万円とされている。4 月から 6 月までの給与の平均で標準報酬月額を算出して、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回る場合である。

請求者が提出した給料支払明細書及び給与支給明細書 (以下「給料明細書」という。) によると、標準報酬月額の算定の基礎となる期間 (各年の 4 月から 6 月まで) に支給された報酬月額 (給与支給総額) の平均額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録による請求者の A 社における請求期間の標準報酬月額 (28 万円) を上回っていることが確認できる。

一方、請求期間について、給料明細書によると、事業主により請求者の給与から控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額 (28 万円) を上回っていないことが確認又は推認できる。

したがって、厚生年金特例法による記録の訂正は認められないものの、前述の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額 (28 万円) を上回っていることから、請求期間における標準報酬月額については、平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までを 36 万円、平成 23 年 9 月から平成 24 年 8 月までを 38 万円、平成 24 年 9 月から平成 26 年 8 月までを 36

万円、平成 26 年 9 月から平成 28 年 8 月までを 38 万円、平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月までを 41 万円、平成 29 年 9 月から令和元年 6 月までを 38 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2300294号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2400017号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成4年3月については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年3月31日から同年4月1日まで

A社を平成4年3月31日付けで退職したにもかかわらず、同年3月分の厚生年金保険料が支払われていないため年金記録に1か月の欠損期間がある。

給与明細書には、平成4年3月21日から同月31日までで勤務日8日間の出勤記録がある。隔週休2日制だったので、退職日は間違いなく3月31日となる。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出した1992(平成4)年4月分給与の給与支給明細書、請求者のA社に係る雇用保険被保険者記録、同社が提出した請求者に係る労働者名簿及び退職届により、請求者は請求期間において同社に継続して勤務していたことが確認できることから、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

しかしながら、前述の給与支給明細書によると、厚生年金保険料の欄に控除額の記載はなく、A社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料(平成4年3月分)の控除について、関係書類がないため不明である旨回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

他方、前述のとおり、請求者が請求期間においてA社に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたと認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年4月1日に訂正し、請求期間の標準報酬月額については、

オンライン記録における同年2月の被保険者資格記録から20万円とすることが妥当である。

なお、平成4年3月については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2300456号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2400018号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成9年7月1日から平成10年10月1日までの期間の標準報酬月額(16万円)を訂正することが必要である。訂正後の標準報酬月額については、平成9年7月を26万円、同年8月から平成10年9月までを22万円とする。

平成9年7月から平成10年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成9年7月から平成10年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成9年8月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額(22万円)を訂正することが必要である。訂正後の標準報酬月額については、平成9年8月及び同年9月を26万円とする。

平成9年8月及び同年9月の訂正後の標準報酬月額(26万円(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額(22万円)を除く。))については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年7月1日から平成10年10月1日まで

ねんきん定期便によると、私のA社における平成9年7月1日から平成10年10月1日までの標準報酬月額は16万円となっており、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料納付額と当該期間に係る給与明細書の厚生年金保険料控除額が相違しているため、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、請求者が提出したA社に係る給与明細書及び給与支給明細書(以下「給与明細書等」という。)により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額(16万円)を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬

月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間における標準報酬月額については、給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成9年7月を26万円、同年8月から平成10年9月までを22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の国の年金記録どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料については給与明細書等どおりの金額を納付した旨回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間のうち、平成9年8月1日から同年10月1日までについては、給与明細書等によると、標準報酬月額の算定の基礎となる期間（平成8年5月から同年7月まで）に支給された報酬月額（給与支給総額）の平均額に見合う標準報酬月額（26万円）は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額（22万円）を上回っていることが確認できることから、平成9年8月及び同年9月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、給与明細書等によると、請求者は、上記訂正後の標準報酬月額（26万円（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額（22万円）を除く。））とは異なる標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（26万円（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額（22万円）を除く。））として記録することが必要である。